就業地が北九州市、福岡市、久留米市の方

調 理 師 の 皆 様 へ

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は「調理師業務従事者届」を出しましょう。

急速に高齢化が進展する社会にあって、国民の健康寿命を延伸していくことは重要な課題であり、健康に配慮した食事や介護食など身体機能に応じた食事の提供、食の安全の確保、地域の食文化の継承など、飲食店や給食施設等において調理師が果たす役割は大きくなっています。

このため、調理師法では、就業している調理師に２年ごとの届出を義務づけています。

調理師法

第５条の２　多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める２年ごとの年の１２月３１日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年１月１５日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければいけない。

● 届出が必要な調理師

福岡県に所在する次の施設等で調理業務に従事している〔**調理師免許を有している調理師**〕

１ 寄宿舎　２ 学校　３ 病院　４ 事業所　５ 社会福祉施設　６ 介護老人保健施設

７ 矯正施設　８ 飲食店営業　９ 魚介類販売業　１０ そうざい製造業

１１ 複合型そうざい製造業　１２ その他

● 届出の時期

令和８年１２月３１日現在の状況を、

令和９年１月１５日までに「ふくおか電子申請サービス」に届け出てください。

※　電子申請は、以下の URL を検索又は QR コードを読み取り、届出フォームへご回答ください。

（URL）https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=TqWKB67u

※　原則として、電子申請により届け出てください。インターネットの環境がない場合のみ、所定の用紙での届出も受け付けます。

用紙で届出を提出される方は**福岡県保健医療介護部健康増進課地域保健係**まで郵送または持参してください。

● 調理師業務従事者届の送付先・問い合わせ先

〒８１２－８５７７

福岡市博多区東公園７番７号

福岡県保健医療介護部健康増進課地域保健係（ＴＥＬ：０９２－６４３－３２７０）